

令和2年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

令和2年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為

4,845件 [対前年度 339件 (6.5%) 減]

小学校は微増

[対前年度 128件 (3.2%) 増] (元年度 3,985件→2年度 4,113件)

中学校は減少

[対前年度 467件 (38.9%) 減] (元年度 1,199件→2年度 732件)

- ・小中学校の暴力行為総計は前年度から339件(6.5%)減少しました。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間(令和2年4～5月末)を含みます。》
- ・小学校では昨年同様、生徒間暴力が126件(3.9%)増加し、対教師暴力は2件(0.7%)減少しました。
- ・中学校では前年度から全ての形態で暴力行為が減少し、暴力行為総件数は7年連続で減少傾向が続いています。
- ・発生した事案への対処だけでなく、未然防止の取組にも重点をおき、組織(チーム)対応を進めていきます。

2 いじめ(認知件数)

5,528件 [対前年度 102件 (1.8%) 減]

小学校は微増

[対前年度 162件 (3.7%) 増] (元年度 4,365件→2年度 4,527件)

中学校は減少

[対前年度 264件 (20.9%) 減] (元年度 1,265件→2年度 1,001件)

- ・いじめの認知件数は小学校で162件(3.7%)増加、中学校で264件(20.9%)減少しました。小中全体では102件(1.8%)減少となりました。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間(令和2年4月～5月末)を含みます。》
- ・いじめの態様では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が57.8%と最も多いです。
- ・学校長のリーダーシップのもと、引き続きチーム学校(学校いじめ防止対策委員会)による、いじめの積極的な認知と迅速な対応、継続した見守り、支援に取り組んでいきます。

3 長期欠席

7,835人 [対前年度 1,049人 (15.5%) 増]

不登校は減少

[対前年度 165人 (2.8%) 減] (元年度 5,852人→2年度 5,687人)

不登校以外の長期欠席は増加

[対前年度 1,214人 (130%) 増] (元年度 934人→2年度 2,148人)

新型コロナウイルス感染症回避を主な理由とした長期欠席者数 885人【新区分】

※長期欠席の定義が変わり「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上となりました。

- ・登校しなかった日が年間30日以上長期欠席児童生徒数は、前年度より1,049人(15.5%)増加し7,835人でした。(新型コロナウイルス感染症回避を理由とした長期欠席児童生徒数の885人を含みます。)
- ・不登校児童生徒数は小学校が90人(4.3%)増加、中学校が255人(6.7%)減少、小中学校全体では前年から165人(2.8%)減少となりました。
- ・再登校だけでなく、社会的自立を目的として、家庭との連携をはじめ、個々の状況に応じた支援(特別支援教室、教育支援センター、医療・福祉・民間フリースクール、ICTを活用した学習等)や適切な教員(支援員)の配置等、教室外や学校以外の場における、人との関わりの機会や学びの場の充実を進めます。

お問合せ先

教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課長 宮生 和郎

Tel 045-671-3706

1 暴力行為の発生状況【概要】

【表 1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	2,861	3,461	4,034	3,985	4,113	128	3.2%
中学校	1,476	1,468	1,398	1,199	732	-467	-38.9%
計	4,337	4,929	5,432	5,184	4,845	-339	-6.5%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	304	389	326	291	289	-2	-0.7%
中学校	112	104	91	88	59	-29	-33.0%
計	416	493	417	379	348	-31	-8.2%

(2) 生徒間暴力の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	2,060	2,442	3,185	3,232	3,358	126	3.9%
中学校	929	930	1,017	854	511	-343	-40.2%
計	2,989	3,372	4,202	4,086	3,869	-217	-5.3%

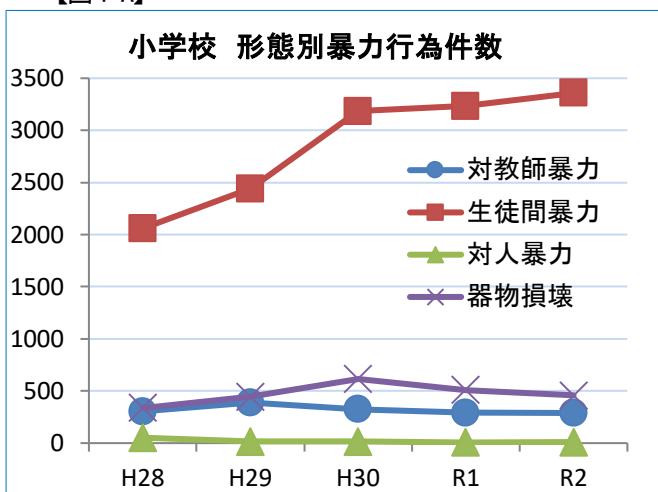
(3) 対人暴力の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	52	15	15	6	10	4	66.7%
中学校	29	14	4	6	2	-4	-66.7%
計	81	29	19	12	12	0	0.0%

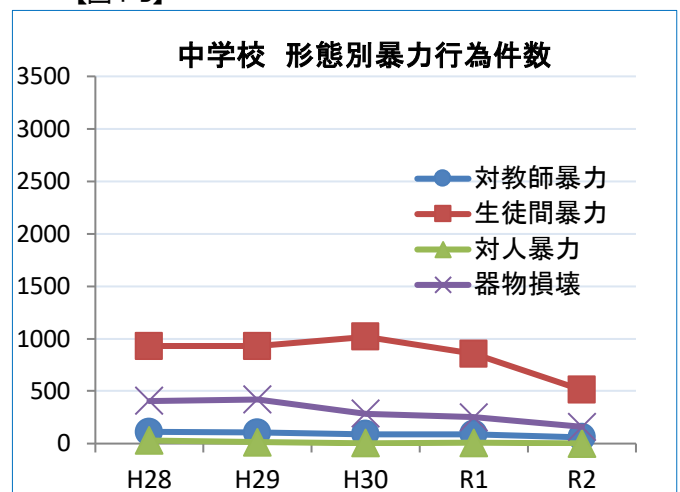
(4) 器物損壊の発生件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	445	615	508	456	456	0	0.0%
中学校	406	420	286	251	160	-91	-36.3%
計	851	1,035	794	707	616	-91	-12.9%

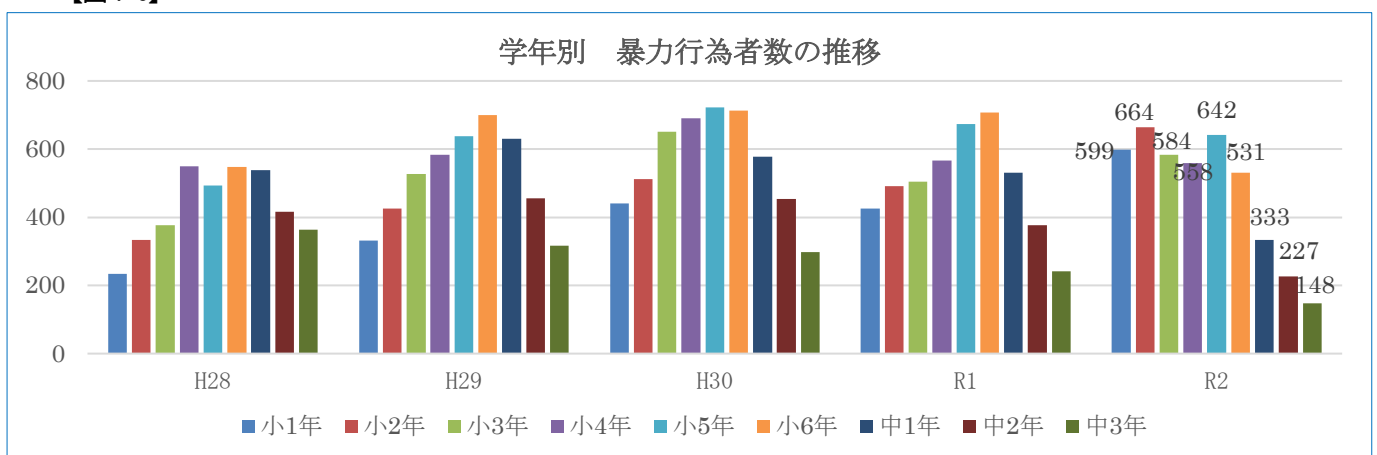
【図 1-A】



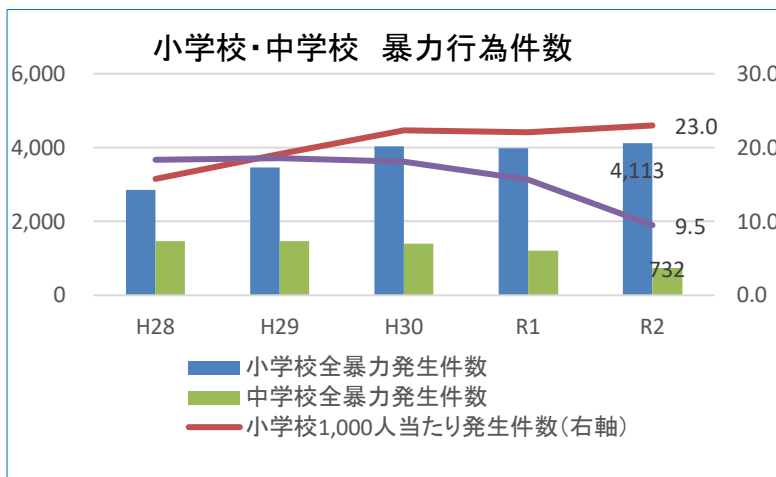
【図 1-B】



【図 1-C】



【図1-D】

【表1-2】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)

		H28	H29	H30	R1	R2
小学校	人数	66	74	78	100	76
	件数	667	778	621	820	559
中学校	人数	14	12	8	14	5
	件数	80	97	77	96	38

		人数	回数
小学校	1年	13	82
	2年	18	151
	3年	13	99
	4年	10	70
	5年	14	96
	6年	8	61
中学校	1年	1	5
	2年	1	5
	3年	3	28
合計	合計	81	597

【表1-3】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況
(R2学年別人数と件数)

調査結果から

■ 小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比3.2%の増加でした。

- ・対教師暴力の発生件数が前年度比2件(0.7%)減、器物損壊の発生件数が前年度と同じ456件(0%)で増減なしでしたが、生徒間暴力の発生件数は同126件(3.9%)増と引き続き増加しています。【表1-1】【図1-A】
- ・暴力行為者数は低学年(1~3年)では増加、高学年(4~6年)では減少する傾向が見られました。【図1-C】
- ・5回以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から24人(24%)減、件数は前年度から261件(31.8%)減となりました。【表1-2】【表1-3】

■ 中学校では全ての暴力形態で発生件数が減少しました。(総数では7年連続の減少です。)

- ・対教師暴力が前年度から29件(33.0%)減少し、生徒間暴力が同343件(40.2%)減、対人暴力が同4件(66.7%)減、器物損壊が同91件(36.3%)減で、引き続き全体的に減少傾向が見られます。【表1-1】【図1-B】
- ・中学校1年生の暴力行為者数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が続いています。【図1-C】

分析と対策

- ・小学校の暴力行為者数は低学年(1~3年)では増加し、高学年(4~6年)では減少しました。また暴力行為者数の合計でも低学年が高学年をはじめて上回りました。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校期間や分散登校等の影響による生活環境の変化やストレス等が低学年の児童により大きく影響した可能性もあります。背景には学級集団の分断、人との関わり不足、家庭環境の変化等、社会生活の変化に伴う多様な要因があると考えられます。各学校では個々の置かれた状況をしっかりと見極め、学級担任が一人で対応するのではなく、チームで指導・支援する組織的な校内指導体制づくりをさらに進める必要があります。
- ・中学校では教職員全体で指導方針の共通理解を図り一貫性のある指導や未然防止の取組、専任教諭を中心とした迅速かつ丁寧な対応や関係機関との日頃からの情報連携の取組等が進むとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学校行事や部活動の活動縮小や中止、ソーシャルディスタンスの確保といった学校生活の変化も影響していると思われます。引き続き学校全体での組織(チーム)対応、未然防止の取組、関係機関連携等(警察や児童相談所)をさらに進めていくことも大切です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続く想定されます。児童生徒との信頼関係づくりのための教育相談の充実や自己肯定感の育成のためにも学校再開スタートプログラム等の子どもの社会的スキル横浜プログラム[※]や特別支援教育の視点を取り入れた教科学習や活動に学校全体で積極的に活用し取り組むことも大切です。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。

2 いじめの認知状況【概要】

(1) 【表2-1】 いじめの認知件数

	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
小学校	2,985	3,566	4,123	4,365	4,527	162	3.7%
中学校	791	1,083	1,423	1,265	1,001	-264	-20.9%
計	3,776	4,649	5,546	5,630	5,528	-102	-1.8%

(2) 【表2-2】 いじめの年度内における解消率

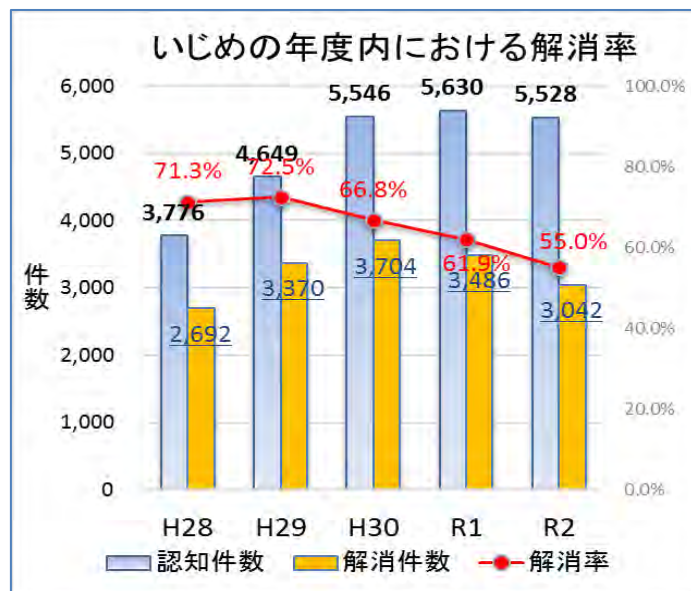
【図2-A】

小学校	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	2,985	3,566	4,123	4,365	4,527
解消件数	2,154	2,605	2,785	2,738	2,545
一定解消	743	—	—	—	—
取組中	88	961	1,338	1,627	1,982
解消率	72.2%	73.1%	67.5%	62.7%	56.2%

中学校	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	791	1,083	1,423	1,265	1,001
解消件数	538	765	919	748	497
一定解消	220	—	—	—	—
取組中	33	318	504	517	504
解消率	68.0%	70.6%	64.6%	59.1%	49.7%

合計	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	3,776	4,649	5,546	5,630	5,528
解消件数	2,692	3,370	3,704	3,486	3,042
一定解消	963	—	—	—	—
取組中	121	1,279	1,842	2,144	2,486
解消率	71.3%	72.5%	66.8%	61.9%	55.0%

※注意・取組中は「その他」を含む数



(3) 【表2-3】 いじめの態様 (複数選択回答)

R2	小学校		中学校		小中学校計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,538	56.1%	657	65.6%	3,195	57.8%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	518	11.4%	100	10.0%	618	11.2%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1,101	24.3%	125	12.5%	1,226	22.2%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	523	11.6%	38	3.8%	561	10.1%
金品をたかられる。	47	1.0%	17	1.7%	64	1.2%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	358	7.9%	48	4.8%	406	7.3%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	583	12.9%	87	8.7%	670	12.1%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	145	3.2%	173	17.3%	318	5.8%
その他	180	4.0%	35	3.5%	215	3.9%
件数合計(複数回答)	5,993		1,280		7,273	
	※認知件数		4,527		1,001	5,528

調査結果から

※割合：いじめ認知件数に対して各項目が占める割合

■ 小中学校総計では、いじめの認知件数は減少しました。(年度内解消率は55.0%)

- いじめの認知件数は前年度から小学校では162件(3.7%)増加、中学校では前年度から264件(20.9%)減少しました。小中合計では前年度から102件(1.8%)減少しています。【表2-1】
- 年度内での解消率は55.0%ですが【表2-2】【図2-A】国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(H29.3)で「いじめの解消している状態」※として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消を確認することができないケースがあります。また安易に目安の3か月で解消とせず、当該児童生徒や保護者が心身の苦痛を感じていないかを慎重に見極めるため、継続支援及び見守り活動が引き続き行われている状況があると考えられます。

※(県の調査に基づき、3か月後の令和3年7月末において、在校している児童生徒に対して確認できた令和2年度の内いじめ解消件数1,338件を加えた解消率は79.2%となっています。)

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月（目安）止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない（本人・保護者に面接等により確認）
 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（H29年3月改定）より
 ※いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる。いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することとなるため解消率が前年と比較して下がることは問題ではない。（R2年11月 文部科学省）

■ いじめの態様のうち「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が3,195件（57.8%）を占めます。

- ・小中学校とともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がもっとも多く、例年同様、全体の半数以上を占めています。【表2-3】
- ・校種の特徴としては、小学校では「軽くぶつかられたり…」(24.3%)、「嫌なこと恥ずかしいこと…」(12.9%)といった直接的ないじめ被害の訴えが多く、中学校になると「パソコンや携帯電話等…」(17.3%)の間接的ないじめ被害の訴えが増加する傾向があります。【表2-3】

(4) いじめの発見のきっかけ 【表2-4】 いじめ発見のきっかけ

R2	R2	
	件数	構成比
●学校の教職員等が発見	1,203	21.8%
学級担任が発見	737	13.3%
学級担任以外の教職員が発見	233	4.2%
養護教諭が発見	23	0.4%
スクールカウンセラー等の相談員が発見	9	0.2%
アンケート調査など学校の取組により発見	201	3.6%
●学校の教職員以外からの情報により発見	4,325	78.2%
本人からの訴え	1,799	32.5%
当該児童生徒の保護者からの訴え	2,030	36.7%
他の児童生徒からの情報	302	5.5%
他の保護者からの情報	160	2.9%
地域の住民からの情報	9	0.2%
学校以外の関係機関からの情報	23	0.4%
その他(匿名による情報など)	2	0.0%
計	5,528	100.0%

【表2-5】 いじめ発見のきっかけ

	件数		合計件数	構成比	
H30	本人からの訴え	1,450	26.1%	3,410	61.5%
	保護者からの訴え	1,960	35.3%		
R1	本人からの訴え	1,510	26.8%	3,750	66.6%
	保護者からの訴え	2,240	39.8%		
R2	本人からの訴え	1,799	32.5%	3,829	69.3%
	保護者からの訴え	2,030	36.7%		

「本人からの訴え」と「当該児童生徒の保護者からの訴え」で3,829件（69.3%）と全体の7割近くを占め、増加傾向にあります。

調査結果から

■ いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」2,030件（36.7%）、「本人からの訴え」1,799件（32.5%）、「学校の教職員等が発見」1,203件（21.8%）の3つで全体の90%以上を占めています。

- ・「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人からの訴え」以外では、「学級担任が発見」（13.3%）、「他の児童生徒からの情報」（5.5%）、「学級担任以外の教職員が発見」（4.2%）となっています。

分析と対策

- ・小学校のいじめ認知件数は増加しましたが、中学校のいじめ認知件数は減少しました。いじめの認知件数は、子どもの不安な思いに気づき、学校いじめ防止対策委員会で組織的な対応を行った数であると言えます。初期の段階で組織的な対応を怠った結果、子どもの不安が増大してしまうケースがあります。組織による、「いじめの積極的な認知」・「迅速かつ丁寧な（初期）対応」・「継続した見守り・支援」が重要です。
- ・本人や保護者からの訴えが多くなっていること【表2-5】は望ましいことであり、日頃から児童生徒、保護者との信頼関係を築くことや定期的な教育相談、アンケートの実施、横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実践等を引き続き行います。
- ・児童生徒が互いに認め合い、関係を築いていくことができるような指導・支援を行い、「いじめが起こりにくい学級風土づくり」を推進するとともに、中学校ブロックで行う子ども会議の取組等、児童生徒が主体的にいじめ問題について取り組むことも大切です。
- ・ネットいじめ等、把握が難しいいじめについて、積極的に子どもの声に耳を傾けたり、ネットパトロール等による実態把握や発達段階に応じた情報モラル教育の推進に努めることが大切です。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とした取組を推進します。
- ・引き続き「いじめ重大事態に関する再発防止策」（H28年度策定）の8項目34の取組を確認するとともに、当たり前のことの質を高め確実に実行していきます。

3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

(1) 不登校児童生徒数

【表3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H28	H29	H30	R1	R2	増減	増減率
病気	845	862	909	559	715	156	27.9%
経済的理由	0	0	0	0	0	0	0.0%
不登校	4,059	4,559	4,978	5,852	5,687	-165	-2.8%
新型コロナウイルスの感染回避	-	-	-	-	885	-	-
その他	448	472	489	375	548	173	46.1%
合計	5,352	5,893	6,376	6,786	7,835	1,049	15.5%

【表3-2】【欠席日数別】

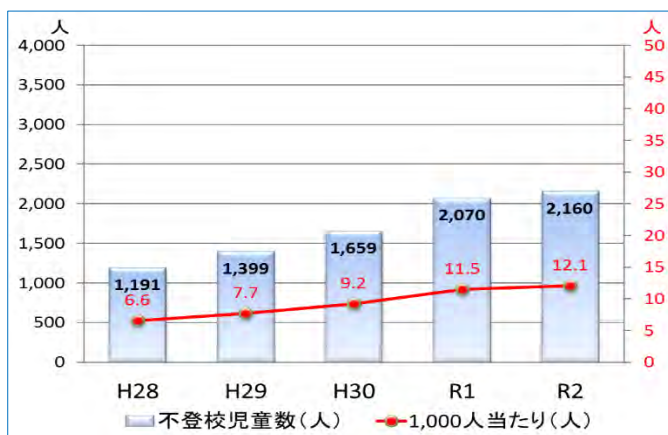
小学校	H28		H29		H30		R1		R2		割合
	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	
①30～89日	679	3.7	719	4.0	904	5.0	1,226	6.8	1,214	6.8	56.2%
②90日以上	512	2.8	680	3.8	755	4.2	844	4.7	946	5.3	43.8%
③合計(①+②)	1,191	6.6	1,399	7.7	1,659	9.2	2,070	11.5	2,160	12.1	100.0%
④出席10日以下	89	0.5	103	0.6	112	0.6	140	0.8	168	0.9	7.8%

※④の不登校児童数は②の内数

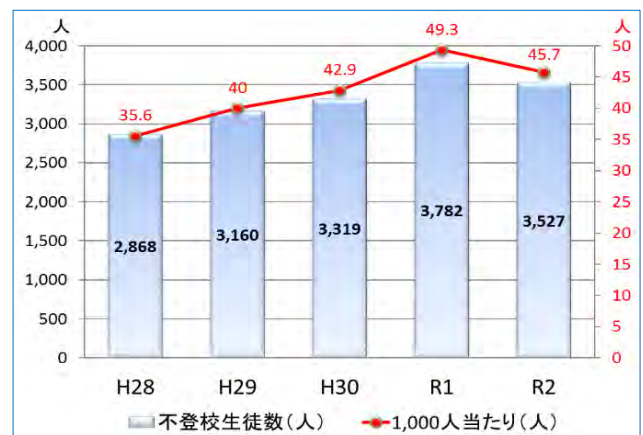
中学校	H28		H29		H30		R1		R2		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	
①30～89日	1,056	13.1	1,208	15.3	1,089	14.1	1,450	18.9	1,396	18.1	39.6%
②90日以上	1,812	22.5	1,952	24.7	2,230	28.8	2,332	30.4	2,131	27.6	60.4%
③合計(①+②)	2,868	35.6	3,160	40.0	3,319	42.9	3,782	49.3	3,527	45.7	100.0%
④出席10日以下	424	5.3	447	5.7	495	6.4	534	7.0	466	6.0	13.2%

※④の不登校生徒数は②の内数

【図3-A】小学校 不登校児童数の推移



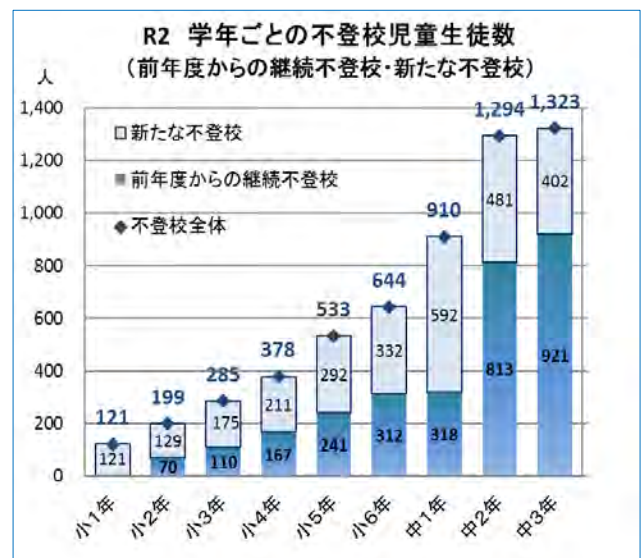
【図3-B】中学校 不登校生徒数の推移



【図3-C】新たな不登校の状況（経年変化）



【図3-D】不登校の状況（学年別）



調査結果から

■ 長期欠席者のうち、病気は前年度比 156 人 (27.9%)、その他は同 173 人 (46.1%) 増加しました。

前年度からの継続ではない新たな不登校の数は、不登校全体の約半数の 48.1% (前年度 50.4%) です。

- ・不登校児童生徒数は、H28 年度以降、小中全体、小・中学校とも増加傾向が続いていましたが、R2 年度は小学校ではやや増加し、小中全体、中学校では減少しました。【表 3-1、図 3-A、図 3-B】

(前年比不登校増減率 同H29 年度 12.3%増→ 同H30 年度 9.2%増→ 同R 元年度 17.6%増→ 同R2 年度 2.8%減)

- ・小学校では 30～89 日の欠席児童が 1,214 人 (56.2%)、中学校では 90 日以上欠席生徒が 2,131 人 (60.4%) と不登校全体の半数以上を占めています。【表 3-2】
- ・新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の 48.1% (前年度 50.4%) です。【図 3-C】 中学校 1 年生の不登校生徒数に占める新規不登校生徒数が多くなっています。【図 3-D】

(2) 【表 3-3】 不登校の要因と考えられる状況

学校種	区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校生活のきまり等をめぐる問題	進学、転編入学、進級時の不応	家庭の生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行		無気力・不安
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	129	55	90	7	1	19	50	58	260	47	303	1,085	54
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	5	82	31	185	11	1	17	20	25	298	34	222	265	0
	③小学校の①+②の合計	7	211	86	275	18	2	36	70	83	558	81	525	1,350	0
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	425	28	235	53	11	19	239	76	189	73	428	1,703	46
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	11	128	20	203	35	21	12	56	20	116	85	175	253	0
	③中学校の①+②の合計	13	553	48	438	88	32	31	295	96	305	158	603	1,956	0
小中	①合計	4	554	83	325	60	12	38	289	134	449	120	731	2,788	100
	②合計	16	210	51	388	46	22	29	76	45	414	119	397	518	0
	①主たるものの件数合計に対する割合	0.1%	9.7%	1.5%	5.7%	1.1%	0.2%	0.7%	5.1%	2.4%	7.9%	2.1%	12.9%	49.0%	1.8%

■ 不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が 9.7%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が 7.9%、本人に係る状況では「無気力・不安」が 49.0% と高い割合を占めています。

- ・不登校の要因として考えられる、①主たるものと②主たるもの以外 (複数回答可) の回答数の合計は、小学校では「無気力・不安」(1,350 件)、「親子の関わり方」(558 件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(525 件) が多く、中学校では「無気力・不安」(1,956 件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(603 件)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(553 件) が多くなっています。

分析と対策

- ・不登校の要因は個々の状況によりさまざまです。また、複数の要因が絡み合っていることも考えられます。個々の状況を正確に把握し、協働的なアセスメントに基づく個別最適な支援を行う必要があります。
- ・不登校児童生徒への支援について、再登校のみを目的とするのではなく、社会的自立に向けた支援を視野に入れ、教職員にカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門職を加えたチーム支援を行い、学校に係る状況や家庭・本人に係る状況の改善に向けた取組を継続していきます。
- ・日常の授業や行事等において児童生徒が主体的に取り組み、安心して過ごせるための「居場所づくり」や、自己肯定感を高める「絆づくり」を意図的・組織的にを行い、魅力ある学校づくりを推進します。
- ・中学校では不登校の要因と考えられる状況について、前回調査までは「無気力・不安」「学業の不振」が上位にありましたが、今回の調査では「無気力・不安」「生活のリズム等」が上位となる結果となりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間や分散登校期間等の影響も考えられます。
- ・学校内の特別支援教室等への支援員の配置や、学校外の公的機関 (ハートフル) との連携及び民間教育施設と連携した支援 (ハートフルみなみ・アウトリーチ)、ICT を活用した学習支援 (アットホームスタディ) 等、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・不登校児童生徒への支援のあり方について教職員の理解を深め、新たな不登校を生まないための学校風土づくりを推進します。また、小中学校間における支援の引継ぎの徹底を図ります。

(3) 【表 3-4】 相談指導を受けた機関

(人)

		相談・指導を受けた機関等(複数回答)									合計
		(教育支援センター) (適応指導教室)	会 所 管 の 機 関	セ ン タ ー 等 の 機 関	教 育 委 員 会 及 び 教 育 委 員	務 所	児 童 相 談 所 、 福 祉 事	社 健 所 、 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	病 院 、 診 療 所	民 間 団 体 、 民 間 施 設	
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873
R2	小学校	160	110	273	10	442	97	27	287	1,016	2,422
	中学校	218	72	309	5	532	193	34	357	1,166	2,886
	計	378	182	582	15	974	290	61	644	2,182	5,308

調査結果から

■ 不登校児童生徒の状態に応じた様々な支援を行っており、関係機関等との連携が進んでいます。

- 相談指導を受けた機関の中では、スクールカウンセラー等による専門的な相談が最も多く2,182人です。横浜市では中学校ブロック単位で同一カウンセラーを配置しており、学校に最も身近な相談機関として機能しています。また、学校内での相談では養護教諭による専門的な指導が644人と多くあり、児童生徒にとって保健室での相談が大きな役割を果たしていることが言えます。
- 学校外の相談機関として多いのは、病院、療育センター等で974人、児童相談所等で582人です。不登校に関わる相談について、医療や福祉との連携が重要であることが言えます。
- 横浜教育支援センター*（ハートフルフレンド家庭訪問事業、ハートフルスペース、ハートフルルーム）による支援者数は378人です。
- 民間団体、民間施設による支援は、学校が把握できるもので290人です。

分析と対策

- 不登校に関する相談について、まずは学校の担任や専任、養護教諭等の教職員が児童生徒の状況に応じた支援を保護者と一緒に考えることが重要と考えています。
- スクールカウンセラーによる、心理面からの見立て（アセスメント）を基に、教職員と共に中長期的な支援目標を立てることが大切です。
- スクールソーシャルワーカーは児童生徒だけでなく、保護者の困り感に寄り添い、相談を受けるとともに、福祉的な視点からの課題整理や環境調整を行っています。（R2年度から全ての小中学校を定期的巡回し支援をしています）
- 教育総合相談センターでは、保護者向けの不登校相談会の開催や、横浜教育支援センターでのハートフル事業の推進を図り、より一層支援体制の強化を進めていきます。
- 社会的自立を目的としたフリースクール等の民間教育施設と連携した学習支援等の取組をさらに推進していきます。

※「横浜教育支援センター」では、不登校の児童生徒の将来的な社会的自立を目的として、人間関係づくりを基盤とした総合的な支援を行うことを通し、自己肯定感の育みや人との信頼関係づくりにつながる取組を行っています。

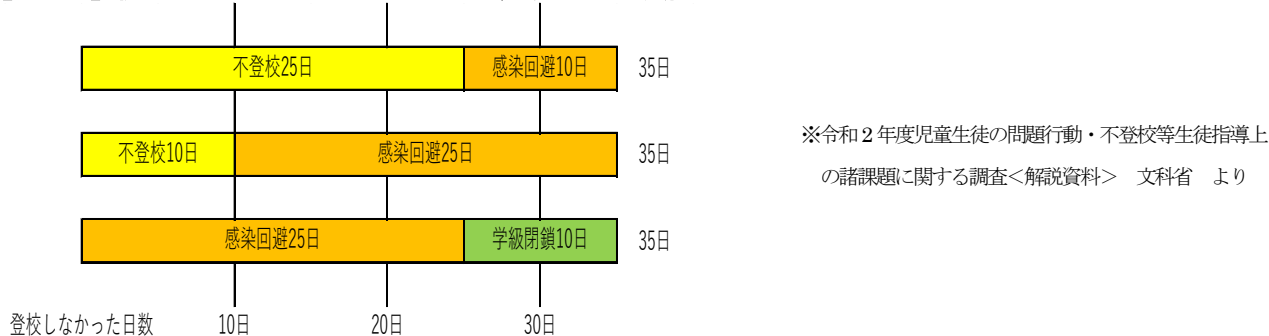
- [ハートフルフレンド] ひきこもりがちな児童生徒の家庭にハートフルフレンド（大学生・大学院生）が訪問して、話し相手や遊び相手になります。
- [ハートフルスペース] 学校外の施設に週に1～2回通室し、支援員やボランティアとともに創作活動や軽スポーツなどをして過ごします。
- [ハートフルルーム] 市立小中学校に設けられた別教室に通室し、支援員やボランティアとともに学習活動などをして過ごします。
- [アットホームスタディ] ひきこもりがちな児童生徒に対して学習支援ソフトのアカウントを渡し、家庭において自分のペースで学習します。

(4) 新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席者について

■令和2年度調査から欠席理由の区分として「新型コロナウイルス感染症回避」が新たに設けられました。

- ・新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席者数は885人でした。【表3-1】
- ・従来から対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったならば、例年であれば長期欠席に該当しない児童生徒と考えられます。【図3-E】

【図3-E】新型コロナウイルス感染症回避による長期欠席者の具体例



分析と対策

- ・感染への不安や感染状況の悪化等による日常の学校生活が送れないことへの不安を抱える子どもたちがどの学校にもいると考えられます。担任をはじめ、専任教諭や養護教諭、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した教育相談や見守り等「心のケア」を引き続き進めて行くことが大切です。
- ・登校していない児童生徒に対して、必要に応じて家庭訪問等による対面指導や関係機関との連携を行うなどにより定期的に児童生徒の状況を把握することが重要です。
- ・保護者と十分な連携・協力関係を築き、学校で講じる感染症対策について十分説明し、学校の方針について理解を得るよう努めていくことも必要です。
- ・学校では新型コロナウイルス感染症に関する確かな情報をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、感染回避を理由に登校していない児童生徒への偏見や差別が生じないように十分配慮していきます。

※今回調査では長期欠席の定義を変更し、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」のみではなく、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上であることを長期欠席としています（「出欠の記録」の「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含める）。

これらの変更は

- ・新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」ではなく「出席停止・忌引き等の日数」とすることが可能である旨を文部科学省から示していることから、「欠席日数」のみでは、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正しく把握することができないと考えられること。
- ・指導要録上の扱いにかかわらず、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正確に把握し、相談や支援の充実につなげていく必要があること。
- ・感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、従来の不登校やその他の理由とは分けて把握するべきものであること。等を踏まえたものです。

※令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査〈解説資料〉 文科省 より